

急進主義運動におけるラシヨナル・ ディセンターズの伝統

——一八世紀イギリス精神史のための覚書——

板 橋 重 夫

【要約】 一八世紀末葉の「急進主義運動」は、一七世紀の革命において充分な解決をみないまま引き継がれ、しだいにその矛盾を深めていった政治機構に対する少数の知的エリートを中心にした反撃であった。この反体制運動の一翼を担っていたのがラシヨナル・ディセンターズと呼ばれる人々であり、その中核をなしたのはユニテリアンズであった。彼らはその神学において一七世紀のピュアリタニズムとは断絶していたのであるが、その知的伝統、宗教的心情においてはピュアリタニズムの精髓を継承するものであり、彼らがこの運動で課題としたものは一七世紀においてピュアリタンが解決し得なかった課題に外ならない。すなわち、完全な信仰の自由とそれを保障する国家機構の形成こそが彼らの意図したものであった。

史林 四九卷一号 一九六六年一月

一 問題の周辺

「名誉革命」は単にイギリス憲政史上の画期をなすのみならず、精神史の面からみても一つの決定的な転換点をなしている。一六八九年の「寛容令」は不完全なものであったが、時代の自由な精神的風潮を一層刺激したことは明白である。一七世紀後半以降、ケンブリッジ・プラトニス

トラによって促進されてきたキリスト教の合理主義化は、「名誉革命」後、ニュートン、ロック、シャフツベリーらによって決定的に方向づけられた。不寛容、迷信、熱狂を排除し、理性の立場にキリスト教を再建せんとする動きは、宗派的対立を緩和し、国内の思想的統一を期待した新政府の基本的な政治方針であった。また、長い迫害の期間を堪え抜いて来たディセンターズは、自己の自由に資するもの

は何であれ受け入れる傾向にあったのであり、この宗教的寛容を求める政府の方針は彼らの歓迎するところとなった。

ロックは、寛容を「真の教会の主要なる特質」であり、

「イエス・キリストの福音に一致し、人類の純粹なる理性に一致するもの」と規定し、神に対する真正なる信仰、国王に対する忠誠と服従を口実に宗教的迫害を行う事を誤りと断じたのである。彼は「自己の良心に照して満足のいかなる信仰は、いかなるものであれ(魂の)救済の障害である」と考え、「何人も他人の命令に自己の信念を一致せしめることはできぬ」故に、国王とても彼の信ずる宗教に人民を強制する權威を、人民の同意によって得ることはあり得ぬと述べている。^①ロックにとって、宗教は政治から明確に区別されるべき問題であったのみならず、魂の救済は純然たる個人的・内面的問題であり、その信仰の正、不正の判定は人間にとっては飽くまでも相対的であり、ただ神によってのみ最終的な判決が下され得るものであった。「寛容令」は、無神論は云うまでもなく、ローマ・カトリック、ソシニアンイズム Socinianism, ユニテリアニズム Unitarianism をも法の適用外に置いたのであるが、ロックやニュートン

等によって醸成された時代の精神的・知的雰囲気の中から、無神論的見解、三位一体説否定の如き異端的見解が公然化し、一種の流行にまでなったのである。その主流をなしたものがいわゆる「理神論」であり、護教論との間に激しい論争が繰り返されたのである。この論争の詳細についてはいま言及する必要はなからう。^②ただ、この論争の結果として国教会自体の理性化がもたらされたことを知れば充分である。すなわち、国教会内には次第に温和なアルミニアンたる広教主義者 Latitudinarians が地歩を占めるに至ったのである。さらに、従来、より伝統的な神学に固執していたプロテスタント・ディセンターズにも上述の影響が波及し、少数の、厳格なカルヴィニズムを固守するアンティノミアンズ Antinomians と、熱狂を拒否し静かな合理的精神に立つアルミニアンたるモダン・ラショナル・ディセンターズ modern rational dissenters に分裂したのである。本来、ピューリタニズムがその教義に基づいて、現世に対する極めて合理的な態度を保持していたことは広く知られている。すなわち、彼らは、聖書と、神によって形成された世界の合目的秩序『自然法』に従って現世における生

活の完全なる合理化を意図していたのである。したがって、長きにわたった流血の宗教戦争の後に、宗派的敵対感情を緩和するための寛容の精神が経験主義哲学と共に一般化し、超自然的啓示に対する自然科学的、形而上学的批判が提出されるに至るや、彼らにおける信仰の内面化の契機が啓示から理性にもとづく客観的・合理的真理へと容易に転化し得たと考えられる。

ところで、理性の立場を極度に強調した理神論は、十八世紀の二十年代にイギリスの思想界を風靡した後、三十年代には急速に衰退した。この原因は主としてその信条が不毛なる故であったと指摘されている。すなわち、理神論は正統派神学に対する攻撃において威力を示したが、自ら人々の内なる精神に訴える哲学体系を持ち得なかったこと、理神論者相互の理論的矛盾、さらにリーランド、バトラー、ミドルトン、最終的にはヒュームによるその根本理論に対する批判に堪え得なかったことにより決定的な衰退が生じたのである。^③かくて、キリスト教神学の急激な理性化は阻止され、温和なアルミニアンの風潮が国教会の内外を覆うに至った。このことは、政治における極端なトリー主義

の消滅と共に、現状を肯定し、変革を惹き起す恐れのある一切の「熱狂」を嫌悪する沈滞した時代精神を形成したのである。ピュアリタンの子孫たちもまた、こうした時代の雰囲気には一時はすっかり同調したのである。

かかる半世紀にわたる静謐を打ち破る動きがやがて開始されるに至る。一つはウェスレイによるメソジスト運動であり、一つはやや遅れて生じた「急進主義運動」であった。前者は理性化に伴って宗教の本来的エネルギーを喪失した国教会内部からの熱狂的なキリスト教の「再生運動」であり、本質的には宗教運動であったが、政治的には極めて保守的な役割を演じている。^④後者は云うまでもなく民主的反体制運動として優れて政治的な運動であったが、メソジストとは全く対蹠的立場にいたラショナル・ディセンターズが、この運動の中で宗教的自由の要求を掲げ重要な役割を演ずるのである。

「急進主義運動」はジョージ三世治下の政治的反動と貴族寡頭支配、累積された宮廷および議会の腐敗に対し、ウィルクス事件を契機に生じた政治的革新運動であった。^⑤この運動に従った急進主義者はしばしば「根こそぎ改革者の

混成部隊」であるとか、あるいは、かの水平派の宗教的子孫として「ニュー・レヴェラーズ」などと呼称されている。もちろん、これは厳密な意味において両者の共通性が検証されたからではないが、それにもかかわらず、「急進主義運動」におけるラショナル・ディセンターズの役割を直観的に捉えた呼称と云い得る。

ラショナル・ディセンターズの運動が宗教的要求に発しながら急進的な政治運動になり得たのは何故であろうか。それは第一に彼らが政治的に疎外されたディセンターズであったという単純な事実に基づいている。政治的考慮による妥協的な寛容ではなく、キリスト教徒の市民としての完全な権利を要求する彼らの闘争は、国教会の教義に対する内在的批判と共に、国教制度を支える政治機構、政治理念に対する批判を必然的に指向したのである。しかし、すべてのディセンターズがこの「急進主義運動」に参加したのではなかったことを知れば、右の説明は決して充分なものではない。したがって、吾々はさらにラショナル・ディセンターズの、合理主義的信仰によって裏づけられた政治的・社会的態度を問題にしなければならぬ。

たしかに、一八世紀後半のラショナル・ディセンターズは決して同質的なものではなく、かなり多様な見解に分裂していたことは事実であるが、普遍的であり且つ個人的・内面的に妥当する理性の立場に立つ限りにおいて共通の基盤を有していた。宗教的・政治的自由を要求する改革の実践者として、広範な勢力の結集の必要から、合理主義的立場に立つ限り多少の異なった見解を抱括することが可能であった。本稿は一つの方法として、急進主義運動においてラショナル・ディセンターズの中核をなしたユニテリアンに焦点を合せつつその急進主義運動への実践的契機を探ってみたいと思う。

周知の如く、ユニテリアニズムは啓蒙期の最も典型的な道徳哲学を提示したものであるとして特色づけられている。彼らは三位一体説、化体説、贖罪説を聖書と理性に照して受け入れ難きものと断じ^⑦、カルヴィニズムとの明白な断絶を示したのであるが、聖書を信仰の拠り所とし、国教会や国家の干渉に抵抗して宗教的自由を要求する点においてはピュアリティニズムの精髓を継承していたと云い得る。また、ユニテリアンの卓越した指導者であったジョーゼフ・プリ

ストリー（一七三三—一八〇三）はその『追録』の中で、カルヴィン主義的な神に対する恐れに満ちた感情が、常に神に対する敬虔な気持を持続させ、それが時には云い知れぬ喜びの充溢をもたらし、生きるための力となり、かくて宗教に対する合理的見解を獲得するに至ったと述懐している。^⑤この彼の卒直な告白から、教義の面において全く相違していたカルヴィニズムとユニテリアニズムは、実は、宗教的^{セクシュアル}心情において共通するものがあつたと云わねばならぬ。この故にこそ、一八世紀後半においてカルヴィニズムからユニテリアニズムへの回心がしきりに生じ得たのである。^⑥また彼らはしばしば一八世紀初頭の理神論者と類似すると指摘されているが、それは両者が共に自由な知的理性を強調したからであり、後者が孤立した自由思想家であつたのに対し、前者が宗教的同胞としての強固な集団意識をもつていた点、また後者が前者と異なって全く政治的改革の意図を持っていなかった点において、両者の社会的意義は別個のものである。ユニテリアンの知性主義、人間の本性に対する信頼感、人間の自由な諸発展を阻害する一切の人為的制度に反対する急進的態度は、むしろミルトン以来の

ピューリタンの知的・精神的伝統を代表するものであつたと云われている。^⑦

① Locke, John, *The Works of John Locke*, 11th ed. 1812, vol. 6, p. 9.

② 理神論争については Stephen, Leslie, *A History of English Thought in the Eighteenth Century*, 2 vols., 1876, が詳しい。また Stromberg, Roland N., *Religious Liberalism in Eighteenth Century England*, 1954, を要領を得よう。

③ Stromberg, *op. cit.*, pp. 64 ff.

④ 拙稿「産業革命前後における後期プロテスタンティズム—ウェスレイアン・メソジズムを中心にして—」『史観』第六八冊を参看せられたし。

⑤ Maccoy, S., *English Radicalism*, 3 vols., 1955; Vitch, G. S., "The Early English Radicalism" (*Social and Political Ideas of the Revolutionary Era*, ed. by F. J. C. Hearnshaw, 1931). 岩間正光「イギリス・ラディカリズム—概念とその特質—」『西洋史学』六五号（一九六五年）を参看。

⑥ Wingfield-Stratford, Esme, *The History of British Civilization*, 1928, vol. 2, p. 808; cf. Robins, Caroline, *The Eighteenth Century Commonwealthman: Studies in the Transmission, Development and Circumstance of English Liberal Thought from the Restoration of Charles II until the War with the Thirteen Colonies*, 1961, pp. 15, 19.

⑦ ユニテリアニズムの教義についてはブリストリーの著作、特に *A History of the Corruptions of Christianity*, 1782; Lindsey, Theophilus, *A Historical View of the State of the Unitarian Doctrine and Worship*, 1783; Parke, David B., *The Epic of*

Unitarianism: Original Writings from the History of Religion. 1960. を参看。

- ⑨ Priestley, *Memoirs of the Rev. Dr. Joseph Priestley to the Year, 1795*. 原著書を閲読する機会がなかったが Brown, Ira V. (ed) *Joseph Priestley: Selections from His Writings*, The Pennsylvania State University Press, 1962. 所収の省録に依る。
- ⑩ Willey, Basil, *The Eighteenth Century Background*, 1940, p. 181. Brockett, Allan, *Nonconformity in Exeter 1650-1875*, Manchester, 1962, p. 141.
- ⑪ Henriques, Ursula, *Religious Toleration in England 1797-1833*, 1961, p. 31. Robins, *op. cit.*, p. 230. Willey, *op. cit.*, p. 176.

二 知的伝統継承におけるディセンティング・アカデミーの役割

ラショナル・ディセンターズが「急進主義運動」の一翼を担い得たのは、単に彼らが政治的に疎外されたディセンターズであったからではなく、ミルトン以来のピューリタンの知的・精神的伝統の中ではぐくまれてきた彼らの社会的態度によるところが大であったと推測できた。したがって、この点をさらに明確にするため、ディセンティング・アカデミー dissenting academy を中心に、かかる知的・精神的伝統が継承・発展せしめられた過程を探ることにする。

ディセンティング・アカデミーの起源は既に共和制末期に Thomas Gataker (一五七四—一六五四) が自宅において開設した私塾に発している。王政復古後、クラレンドン条令が施行されてから、ディセンターズたちは自己の信仰を維持し継承してゆく必要から Gataker の例にならって各地でディセンティング・アカデミーを形成した。①こうした動きは一七世紀末に一つの頂点に達するのである。名譽革命後もディセンティング・アカデミーの必要性は依然として存在したのであり、一八世紀の中葉に再び活潑な隆盛期を迎えるのである。

「教育の自由」の必要は、既にミルトン、さらにロックスによって主張され、John Toland (一六七〇—一七三三) Mathew Tindal (一六五七—一七三三) Walter Moyle (一六七二—一七二二) もその必要を示唆していた。②またウィッグの政治家の中にも大学制度改革の計画を持つものもいたが、結局実現するに至らず、オックスフォード、ケンブリッジは依然として保守的なトーリー主義の牙城であった。③一八世紀前半のオックスフォードにおいては、ロックスの「人間悟性論」を講議することが禁ぜられていたほどであ

った。^④ オックスフォードは入学者を国教徒に限り、ケンブリッジではディセンターズの入学をも許可したが、学位取得に際し「三九カ条」の正式受諾を義務づけることにより、事実上彼らを締めだしていた。したがって、自己の牧師を養成する必要、子弟を世に出すための高等教育の必要から、彼らは前世紀に引続いてディセンティング・アカデミーの形成に熱心であったのである。国教会の宗教的、知的問題に対する活動が一般的に不活潑であった時代に、このディセンティング・アカデミーを中心に展開された活動こそ、まさにディセンターズの精神的・知的構造を解明するためのポイントなのである。

ディセンティング・アカデミーの内容に立ち入る前に、ディセンターズの教育に対する一般的態度を一瞥する必要がある。それは、一言で云えば、ピューリタンの生活倫理によって裏づけられたものであった。彼らは教育は時たま現れる天才に対してなされるべきものではなく、良き市民たるべく、またそれぞれの教会に受け入れられる人間となるべく、人間社会の業務に熟練すべく、何人にとっても必要なものと考えたのである。親は子に対して教育を施す

基本的権利を有しており、これは市民的自由の主要な内容をなすものであった。教育に対する自由がなければ、神によって啓示される真理の認識は阻げられると確信していたのである。^⑤ さらに彼らの教育理論はロックの哲学に影響されるところが大きであった。神の愛・神の摂理に関する知識、慈善心、豊かな感情、これらすべては経験を通して児童の *tabula rasa* に書き込まれる、教育は先んじてかかる経験を与えることであり、児童の最初概念を決定づけるという重要な意義をもつものとして理解されていた。^⑥ したがって、教育は救済への教えであると共に、何よりもまづ知識を与えること、すなわち真理の正しい認識に重要な目標が設定されたのである。このため、真理認識の前提たる研究の自由が強く要求され、教育に対する国家の干渉を拒否する態度をとったのである。このディセンターズの教育に対する態度は、ディセンティング・アカデミー一般にも一貫して適用されたと云い得る。

ところで、ロックの教育理念を強化しディセンティング・アカデミーにおける教育の近代的な基礎理念の形成に大きな貢献をなした人物が Isaac Watts (一六七四—一七四八)

であった。彼は Newington Green の Academy において、デカルト主義者 Thomas Rowe (一六五七—一七〇五) の教えを受け、ニュートン、ロックを讀美し、ハチンスンの思想にも深い関心を示した急進主義者であった。彼は聖歌作詩者として著名であるが、教育思想家・実践家としても一八世紀を代表する人物であった。^⑦ 彼は教育の目的を、職業に対する準備、社会的義務のための準備、余暇を善用するための準備、正しい宗教的信仰のための準備と定義している。^⑧ そして最後に掲げた目的が最も基本的なものと考えられている。しかしこれは決して宗派的(セクト)人間の養成を目的にしたものではなく、むしろ良き市民としての人間形成に重点が置かれていたのである。

彼は児童に対する早期の職業指導を推賞し、労苦を厭わぬ習慣を児童の頃から身につける必要を説いた。^⑨ また、何人もすべての知識を修得することが困難であるから、各人がそれぞれ自己の才能に適した分野に専門化する必要があることを強調した。^⑩

さらに彼は教課の内容にふれ、自然科学を神の摂理・諸特質を示すものとして教育上の効用を指摘し、自然法の知

識は聖書の奇蹟の驚歎すべき性質を認識せしめるものとして、いづれもカリキュラムにおいて重視すべきことを主張した。^⑪ しかし、このような彼の教育理念は当時、ディセンターズの教育家達の間でも孤立した考えに留っていた。

このウォッツの教育理念を実地に生かした典型的なディセンティング・アカデミーが Philip Doddridge (一七〇二—一七五二) の Northampton Academy であった。これは Richard Price が学んだロンドンの Coward Academy と共に、ウォッツが委員をしていた Board of the Coward Trust の基金によって設立された代表的なディセンティング・アカデミーであり、多くの指導的ユニテリアンを生み出したことでも知られている。^⑫

ウォッツの推挙によってこのアカデミーを主宰したドドリッジは、彼とは異なり、幾分異端的傾向を持ったディセンタールであった。^⑬ しかし、見解を異にする国教会の僧侶とも忌憚なく交った自由な心情の持ち主であり、したがって彼のアカデミーは極めて自由な雰囲気享受していた。ここにおいても、他のディセンティング・アカデミーと同じく神学を中心にした教育が行われたが、それは牧師の教育

を主眼にしていたのではなく、また自己の宗派的見解の普及を目指したものでなかった。神学は Henry Grove (?一六八三—一七三七・八) やウォッツによって既に始められていた比較神学の方法を体系化し、対立する二つの見解を偏見なく観察した後に、聖書や理性に照して評価するという方法をとった。¹⁴ 他の教課についてもこれと同様な方法を基本的な教育方針としていた。

カリキュラムについても、従来の伝統や他大学の範例に拘泥せず、教育目的に対する合理的考慮に従って設定された。その特色は自然科学と歴史学の強調という点にみられる。

ドドリッジは高等教育における自然科学の役割は全体からみて二義的なものとみなしたのであるが、神によって構成された宇宙の構造を明らかにすることは、神に対する崇敬の念と愛を高めるに役立つとして推賞した。彼は自然科学の授業において、一切の形而上学的説明を避け、ウォッツの主張に従って、もっぱら実験によって明確にし得る事実のみを教えたのである。これは極めて近代的な科学教育であつたと云つてよからう。¹⁵

歴史学に対するディセンティング・アカデミーの関心は既に Broad Oak Academy の Philip Henry (一六三一—一六九六) によって示されていたが、一六八一年には Shrewsbury Academy の Francis Tallents (一六七一—一七〇八) が学生の教課書用に *A View of Universal History* を執筆している。本書はその後永らく多くのディセンティング・アカデミーにおいて使用されていた。¹⁶ ドドリッジが学んだ Kibworth Academy においては大陸の自然法学者 Pufendorf (一六三二—一六九四) の翻訳書が歴史の教課書として用いられている。ウォッツも歴史教育の重要性を指摘し、「歴史は政治にたづさわるジェントルマンに対し、重要な役割を持つ必要な学問である」と述べている。¹⁷ こうした伝統はドドリッジによって継承され、国教会からの分離の正当性を歴史的に明かにする必要と共に、歴史学を学ぶことによって人間の悟性が深められるという観点が強調され、すべての学生に必須の教課であると考えられるようになったのである。¹⁸ すなわち、人間の悟性や知識、教養の基礎として歴史を摂取する、換言すれば歴史を人間理性に照して理解せんとする態度が形成されるに至った。

ウォッツ・ドドリッジによって形成されたディセンティング・アカデミーの新しい教育方針はその後多くのディセンティング・アカデミーによって受け入れられていったが、John Taylor（二六九四—一七六二）や、ハチソンの弟子 John Seddon（一七二五—一七七〇）をはじめ、ドドリッジの弟子達によって指導された著名な Warrington Academy

は、さらに自由な教育理念を発展せしめた。^⑩このアカデミーの設立趣意書は、真理の探求に基づく自己の判断の命令に自由に従う牧師を訓練し、商業活動に従事せんとする人々に対しても、学問研究にたづさわる人々と同様に、不当な偏見をまぬがれた知識を与えること、そして彼等に真の自由の原則を知らしめ、将来においてこの原則の支持者たらしめることを目的にすると述べている。^⑪この目的達成のために設定されたカリキュラムの中で、歴史学は前時代より一層重視されるに至っている。すなわち、歴史学は単なる一般教養としてではなく、様々な現実的関心からより具体的に現状を認識するための学問として取り扱われるに至っている。これはこのアカデミーの教師であったブリーストリーの影響によるところが大であると思われる。彼は、

歴史は人間の悟性を改善し、人類の利益、不利益の正しい概念を与えることによって、多くの愚かしき偏見、特にイギリスにおける非合理的な不正から、人々の精神を解放することを期待し得ると述べ、さらに、イギリスの政治理論における将来の諸改良は、歴史の知識のみが導き得ると確信していた。^⑫

歴史に対する関心は、当時がギボンの時代であり、ヒュームの時代であったことを考慮すれば、全くディセンティング・アカデミーの伝統のみに帰することはできぬであろうが、オックスフォード、ケンブリッジにおいて歴史学が余り重要視されていなかった時代に、近代史を統一性と目的をもった教課としてカリキュラムの中に位置づけた点は評価すべきことであり、歴史学がディセンターズの変革の意識を養う上で大きな役割を演じたことに注意したい。

ドドリッジは、彼のアカデミーの学生に対し、政治学、法律学の教課を必修せしめていたが、当時、政治や法律の知識に通ずることは、自己の信徒を政治的迫害から守るためにもディセンターズの牧師にとって不可欠の条件であった。これは Warrington をはじめ他のディセンティング・

アカデミーにおいても踏襲されたのである。彼らは、政治的に疎外されたディセンターズとして、必然的に反体制的な、急進的な政治理論を身につけることになったのである。

Warrington Academy は一七八六年閉鎖の止むなきに至ったが、ここで形成された伝統は、その後各地で、継続した Unitarian Academy に継承され、特に Hackney Academy^②は反動の嵐の中に短い歴史を終ったが、Edmund Burke (一七二九—一七九七) によって「謀反人の温床」と悪罵されたほど、極めて急進的な思想的実践の拠点となったのである。このアカデミーに拠った人々は、市民的・宗教的自由の原則をイギリスに普及するために、目的を同じくするものが協力することを念願し、かつ、このアカデミーの設立が勇氣ある人々の行動をうながすことを期待したのであった。^③

ところで、ディセンティング・アカデミーにおける自由主義的・合理主義傾向を助長したものに、海外のプロテスタント諸国の大学の影響があったことを附言しなければならない。

一七世紀のディセンティング・アカデミーの教師達は主

としてケンブリッジなどのイングランドの大学出身者であったが、引続く時代にはユトレヒト、ライデンなどのオランダの諸大学で教育を受けたものが多く、したがって、グロティウス、プーフENDORFらの大陸の自然法思想がしきりにディセンティング・アカデミーにおいて講議されたのである。

これとやらんで、フランスのユグノーのアカデミー、アメリカのハーバード大学に学んだものもふえ、特にハーバードはディセンティング・アカデミーにおける宗教的自由の理念の強化に大きな影響力をもっていたと云われる。ラショナル・ディセンターズがアメリカの独立に対して強い同情を示したのも、このような両者の緊密な精神的結合が存在したからに違いない。^④

しかし、一八世紀においてディセンティング・アカデミーと最も緊密な関係にあったのはスコットランドのグラスゴー、エディンバラの諸大学であった。一八世紀の後半、急速にヨーロッパ文化の主流となるに至ったスコットランドは、イングランドのラショナル・ディセンターズの最も重要な知的同盟者たり得たのである。一七世紀の末期から、

スコットランドの大学出身者で著名なディセンターズ・アカデミーの創立者、教師になるものが増大し、これに伴ってスコットランドの大学の教育理念やカリキュラムがディセンターズ・アカデミーに摂取され始めたのである。^⑦

ディセンターズ・アカデミーがやがて自己の教師を養成し得るまでに充実した後も、スコットランドの代表的知識人と指導的なラショナル・ディセンターズとの交友関係は密接であり、両者の思想の交流は常に活潑であった。^⑧かくて、スコットランドの長老制の“moderation”に伴う自由主義的・民主的傾向、イングランドに併合後の民族主義的・反体制的感情は、イングランドのラショナル・ディセンターズの精神形成に対し、ピュアリタンの伝統と共に大きな作用をなしたと云えるのである。

- ① Ashley Smith, J. W., *The Birth of Modern Education: The Contribution of the Dissenting Academies 1600-1800*, London, 1954, p. 1.

- ② Robins, *op. cit.*, pp. 12-13.

- ③ *Ibid.*, pp. 100-101. ケンブリッジにおいては、市民の自由に関する議論と共に教育の自由に対する関心は Newcome, Law, Jebb, 約二世代にわたって活潑であり、しばしば急進的傾向を示したが、結局、彼らは学内における小党派に留まったのである。シェプは七〇年代

にはケンブリッジより退き、Weyhill, Cartwright らと共に急進主義運動の渦中に飛び込んで行く。

- ④ Lincoln, Anthony, *Some Political and Social Ideas of English Dissent 1763-1800*, Cambridge, 1938, p. 99. cf. Maccoy, *op. cit.*, vol. I, p. 189.

- ⑤ Lincoln, *op. cit.*, pp. 67-8.

- ⑥ *Ibid.*, p. 69.

- ⑦ Davis, Arthur P., *Isaac Watts: His Life and Works*, London, 1948. Ashley Smith, *op. cit.*, pp. 87-9, 144; Lincoln, *op. cit.*, p. 82. Robins, *op. cit.*, p. 247.

- ⑧ Watts, *Improvement of the Mind or a Supplement to the Art of Logic*, 2 vols, 1761, vol. I., pp. 2-3. cited by Ashley Smith, *op. cit.*, p. 145.

- ⑨ Davis, *op. cit.*, p. 98.

- ⑩ Watts, *op. cit.*, pp. 335 ff. cited by Ashley Smith, *op. cit.*, p. 145.

- ⑪ *Ibid.*, p. 308.

- ⑫ Davis, *op. cit.*, p. 53. Cone, Carl B., *Torchbearer Freedom: The Influence of Richard Price on Eighteenth Century Thought*, Lexington, 1952, p. 12.

- ⑬ Ashley Smith, *op. cit.*, p. 152. Stephen, *op. cit.*, vol. I, p. 421. 彼は三位一体説を否認するとはなかつたが、その点に關する限り正統派であつた。しかし異端的見解に対しても寛容であり (Thomas, Roger, "Philip Doddridge and Liberalism in Religion" in Philip Doddridge 1702-51: *His Contribution to English Religion*, edited by Geoffrey F. Nuttall, London 1951, p. 133.) 宗教問題に対する自由探究の精神を奨励するものでもあつた。

はしげの正統主義に疑問を抱かれた (Robins, *op. cit.*, p. 256) のであるが、そのウォリアタンの敬虔者は多くの人々に認められてゐる。

① Ashley Smith, *op. cit.*, p. 140.

② *Ibid.*, pp. 134-5.

③ *Ibid.*, pp. 22, 52.

④ Watts, *op. cit.*, vol. I, p. 304, cited by Lincoln, *op. cit.*, p. 79.

⑤ Ashley Smith, *op. cit.*, p. 137.

⑥ *Ibid.*, pp. 152-168.

⑦ *Ibid.*, p. 161. ウォリアタンの「メカデー」については、Mechahlan, Herbert, *Warrington Academy: Its History and Influence*, 1943 年刊。

⑧ Priestley, "The Lectures on History and General Policy"

in Brown, *op. cit.*, pp. 101-132. Ashley Smith, *op. cit.*, pp. 153-5. Mechahlan, *op. cit.*, p. 243.

⑨ Lincoln, *op. cit.*, p. 89. 一七六三年に編纂された彼の "Lectures" の中には一〇編の市民政府に関する講義が収載されてゐる。このうち二つの政治議に基ずいたものであった。

⑩ Hackney Academy は Hackney Unitarian College とも呼ばれ一七六六年ロンドンに創立され一七九六年まで存続した。教師には Priestley, Price, A. Kippis, G. Wakefield, T. Belsham, A. Rees 等、多くの急進主義者が参加した。(Ashley Smith, *op. cit.*, pp. 171-8) なおこのカンパニの委員の一〇人程が "Revolution Society" の有力メンバーであった。(Lincoln, *op. cit.*, p. 97)

⑪ Lincoln, *op. cit.*, p. 96. Priestley, *Discourse on the Proper Objects of Education: to the Supporters of the New College*, Apr. 1791, *Works*, vol. XV, p. 422 cited, *ibid.*, p. 96.

⑫ Ashley Smith, *op. cit.*, Chp. III. Lincoln, *op. cit.*, pp. 71-4.

⑬ Ashley Smith, *op. cit.*, *passim*. たとえばウォリアタンの「アカデミー」の一六人の教師のうち、グラスゴー出身者四人、エディンバラ出身者二人、アバディン出身者一人、計七人がスコットランドの大学出身であった。(Mechahlan, *op. cit.*, p. 21)

⑭ Robins, *op. cit.*, VII, *passim*.

三 テスト・アンド・コーポレーション撤廃運動の展開

一七七二年の Test and Corporation Acts 撤廃運動は Clerical Petition と云われている如く、ラショナル・ディセンターズの主張に共感を抱いていた国教会左翼の人々を中心に行われた運動であった。これは「一八世紀のイギリス革命であり、その敗退は全ヨーロッパの反動の開始を示す」とさえ云われている。このテスト・アンド・コーポレーション・アクト撤廃の運動は、合理的な自由に対する積極的主張を背景に、「寛容令」の修正を目指すものであった。

この頃「不寛容な、熱狂的メソジストの勢力が国教会内で一層強化され、従来、政治的にその自由を黙認されてきたにすぎぬディセンターズ特に「ラショナル・ディセンターズの

法的地位は危険に曝されるに至った。この政治的に保守的で反主知主義的な宗教的熱狂は合理主義の立場を危くするものとして、まず国教会左翼の反撃をうながしたのである^②。

この運動の主唱者の一人 Francis Blackburne (一七〇五—一七八七) は、既に一七六六年「Confessional」を著して、三九カ条の信仰簡条の修正と、牧師、学位取得者に対する宣誓義務の修正を要求している。これはディセンターズにテスト・アンド・コーポレーション・アクト撤廃の新しい刺激を与えたのみならず、国教会内にも多くの同調者を見出したのである。彼はケンブリッジにおいてロツクの政治理論に親しみ、後に David Hartley (一七〇五—一七五七) から多くの思想的影響を受け、極めてユニテリアンに近い思想を持つに至っていたのである^③。

ブラックバーンらによって、ロンドンの居酒屋「Feathers」で起草された請願に参加した人々は、ブラックバーンの女婿 Theophilus Lindsey (一七二八—一八〇八) を始めとするケンブリッジ出身の国教会の牧師、ユニテリアンを中心にせるラショナル・ディセンターズら二五〇名ばかりの人々であった。請願は一七七二年二月六日、Sir Wi-

liam Meredith (一七二五—一七九〇) の紹介によって議会に提出された。

この請願の内容はほぼ次のようなものであった。まず、魂の救済にとって必要なすべてのものは聖書に示されており、聖書解釈の私的判断の充分かつ自由な行使は神によって与えられた固有の権利であると主張する。次いで、イングランドの自由にして根源的な教会の原則が存在し、それに基づいて教皇主義からの改革が行われたのであるが、その原則は信仰簡条^{カトリック}正式受諾^{プロテスタント}に関連した諸立法によって偏向せしめられ、その諸立法によって人々の不変の権利と特権は奪われ、誤った人々によって起草された信仰と教義のある条項の承認が要求され、それらの条項がすべて聖書に一致するものと主張されていると述べている。以上の如く、立法によって信仰を規制することによって英国国教は真実のキリスト教から逸脱していると説き、真の宗教的寛容の実現を要求したのであった^④。

議会の外にあってテスト・アンド・コーポレーション・アクトの撤廃を要求する多数のパンフレットが出版され、なかでもケンブリッジの神学講師 John Jebb (一七三

六一七八六の激越な三九カ条批判は国教会内に衝撃を与えたのである。^⑤

しかし、当初は急進的な人々によって指導されていたにしろ、決して極端な人々のみの運動ではなく、「最も調和のとれたもの」ではないにしろ「最も包括的な団体」^⑥と云われ得るように、かなり多様な立場の人々の参加を得ていた。運動の主唱者たちは議会に対する自己の政治的影響力を強化するためには、トリニタリアン・ディセンターズ Trinitarian Dissenters をも自己の陣営に引き入れる必要を感じていたし、政権の座にある連中の政治的・宗教的感情を損うことのないよう、また司教たちを憤激せしめぬように意を用いたのである。またトリニタリアン・ディセンターズも、聖書の研究・私的判断の権利を要求する点に関する限り、彼らに同調し得たのである。^⑦

Clerical Petition は二一七対七一という多数で否決された。努力が全く実を結ばなかったことに失望し、自己の信念に従って国教会から離れるケンブリッジ・マン、僧侶があいついだ。彼らはユニテリアンになったリンゼイ、ジエブの如く、その立場に多少の相違があつたが、いずれも

合理主義的傾向の強かった人々であり、彼らの参加によってラショナル・ディセンターズは主知主義的傾向と広教主義的立場が一層強められたのである。^⑧

一方、Clerical Petition が否決された直後、ディセンタールの牧師たちは、テスト・アンド・コーポレーション・アクト撤廃の好機は未だ去らずと考えたのである。ロンドン地区のディセンター三派の牧師の会合が計画され、呼びかけを受けた九五人中七〇人が召集に応じ、"Dissenting Application" が計画されたのである。彼らは Israel Manduit (一七〇八—一七八七) Andrew Kippis (一七二五—一七九五) Samuel Wilton らを含む「五人委員会」を選出し、信仰簡条正式受諾に関する諸立法の修正を求め、「三九カ条」の代りに、神の言葉としての聖書に信仰宣言を行うことを提案した。^⑨これは前の「請願」に較べかなり妥協的なものであった。したがって下院においては票決なしで第二、第三読会を通過し上院に回付された。しかし上院では、「この法案は、ディセンター救済法という名の代りに、その真の名、長老主義奨励法、国教会弱化・駆逐法という名を帯びるに至ろう。これは国民とディセンターズの間に

存在していた敵意を復活させるということによって、そして王国にとって常に不倶戴天の敵である共和主義的宗教を樹立することによって、二重の危険をもたらす」として、一〇二対二九の多数で否決されたのである。^⑩

この Dissenting Application 失敗はディセンターズの間に一つの論争を惹き起したのである。

それは、たとえ「三九カ条」の代りに聖書を選んだにしろ、委員会がすすんで国家に対する信仰宣誓を承認したことに對する非難であつた。それはまさに「政治的不正に對する幫助」と同様であると感ずる人々がいたのである。彼らは、主権者に対し信仰宣誓をすることは、自らの第一の原則を断念したものであり、宗教問題における人間的權威を承認したことに外ならぬと主張したのである。^⑪

また Dissenting Application に對し激しい熱狂をもつて反對したのは、非正統派に對する寛容を一切拒否した Calvinistic Methodist であつたが、ディセンターズの内部にも「三九カ条」を正式に受諾し、「寛容令」の恩恵にあづかつていたアンティノミアンズは、寛容を反三位一体論者である異端の人々にまで拡げることが心良く思わなかつたのである。

つたのである。

ロンドンのディセンターズは翌一七七三年に再び議會に對する Application を試みた。これは上院においても、下院におけるような「公平」の精神が優勢になりつつあるという樂觀的觀測に基づく行動であつた。Application は Calvinist Dissenters の組織的反對に出合いながらも下院を通過したが、結局、上院において再び否決されてしまふのである。^⑫

この運動の不成功の原因は、それが本質的に都會的であり、著名な牧師や知識人よりなる少数グループの運動として全国的な組織を持ち得なかつたことによる。^⑬ この欠陥はテスト・アンド・コーポレーション・アクト撤廃運動が最後まで克服し得ぬ致命的なものであつた。しかも、ディセンターズの人口は一八世紀を通じて常に少数であり、^⑭ 國家と教會の伝統的な同盟は想像以上に強固であつた。

二度にわたる Dissenting Application の失敗は、三九カ条を自己の宗教的真理を支持するものとみなす國教會内外のカルヴィニズム的要素に對する闘争へとラショナル・ディセンターズを駆り立てたのである。テスト・アンド・コ

ーポレーション・アクト撤廃運動はより急進的なユニテリアンを中核にしたグループによって指導されるに至り、やがて宗教（『思想』）的自由を妨害する制度に対する公然たる攻撃を開始したのである。もちろん、彼等が多様な立場に立つラシヨナル・ディセンターズであることに変わりなかったであり、ユニテリアンの哲学に同意したわけではなかったが、良心の自由を妨げるものは国家の罰則によって維持されている国教会制度そのものであり、与えられた「寛容」がそれに対する単なる政治的補償にすぎないことを知り、キリスト教徒の諸権利は市民としての諸権利と不可分であるという確信が彼等の間に行き渡ると、テスト・アンド・コーポレーション・アクト撤廃運動は必然的に政治的コースをたどったのである。それは、彼らの要求は人類の共通の権利を求めるより広範なより普遍的な運動に発展せしめることによってのみ実現し得ると感ぜられたからである。^⑮

- ① Lincoln, *op. cit.*, p. 183.
- ② *Ibid.*, p. 214.
- ③ Stephen, *op. cit.*, vol. I, pp. 422-3.
- ④ Annual Register, 1772. History, p. 86.

- ⑤ Macoby, *op. cit.*, vol. I, pp. 474-5.
- ⑥ Henriques, *op. cit.*, p. 52.
- ⑦ *Ibid.*, p. 52.
- ⑧ *Ibid.*, p. 55.
- ⑨ Lincoln, *op. cit.*, pp. 224-5.
- ⑩ Annual Register, 1772. History, p. 98.
- ⑪ *Ibid.*, p. 101.
- ⑫ Lincoln, *op. cit.*, p. 228.
- ⑬ *Ibid.*, pp. 230-3.
- ⑭ *Ibid.*, pp. 224, 229.
- ⑮ Bebb は一七四〇—一八〇〇年におけるディセンターズを二五〇、〇〇〇—四〇〇、〇〇〇と推定している。これはイギリス全人口の約四〜四・五%であり、William III Order in Council の報告書における両者の比率と大差がない。しかし、彼はこの時期におけるディセンターズの社会的・経済的意義は初期にくらべ可成り減少したことを指摘している。(Bebb, E. D., *Nonconformity and Social and Economic Life 1660-1800*, London, 1934, pp. 33, 45, 53.)
- ⑯ Lincoln, *op. cit.*, p. 235.

四 撤廃運動の核心理念

既に触れた如く、ロックは「正確に政府の業務と宗教上の業務を区別する」必要性を説き、「^{ロンドン}国家は彼ら自身の市民的利益を取得し、保障し、推進するためにのみ、構成された人間の社会」であり、「市民的利益とは生命、自由、

健康、肉体に苦痛を与えぬこと、そして、貨幣・土地・家屋・道具の如き外的物件の所有である」と断じている。^①

このように、ロックによって国家の存在理由が自然法に基づいて明確化された後、聖書をイギリス憲法と看做すことはできないという態度が一般化したのである。しかし、右の如きロックの理念が純粹に実現されたわけではなかった。教会の国家に対する優越権を主張する High Church men=Jacobite Tories は急速に衰退し、国家を教会の影響力から自立せしめる過程は一八世紀の前半に完成した。だが、この事実が国家と教会が相互に自主性を持つに至ったこと、ロックの言葉を用いれば両者が「正確に区別」されるに至ったことを意味するのでは全くない。事実はむしろ逆に国家の世俗的統治に有用な限り教会を利用せんとする立場が強まり、やがてトーリーをも含めてこれを承認するに至ったのである。^②

Benjamin Hoadly（一六七六—一七六一）は、国家は常に教会が“imperium in imperio”たることに抵抗すべきであり、その自己保存のためにすべての必要な権力をもたねばならぬことを力説した。^③かかる Erastian 主義は教

会を政治的・社会的便宜と考える立場を形成し、テスト・アンド・コーポレーション・アクトは国家にとって有用な教会制度を維持するために必要な政治的措置として弁護されるに至るのである。

テスト・アンド・コーポレーション・アクトに対するトーリーの擁護論はロンドン司教 Thomas Sherlock（一六七八—一七六一）の“A Vindication of the Corporation and Test Acts (1718)”によって代表される。彼は、ディセンターズは国教会を打ち倒し彼らがより真実なより純粹な宗教と考えている長老派の信仰を国教にしようと欲している、もし彼らがこの試みに失敗すれば、官職にあるディセンターズが必ずその試みを引き継ぎ、宗教的争いが生じてくる、したがって、いかなる政府も国内における平和と秩序を維持するという基本的義務を満さんと欲するならば、ディセンターズを政治的権力から排除しなければならぬと主張している。^④彼のこの書は一八世紀末から一九世紀初頭にかけて、三度版を重ねていることから窺えるように、テスト・アンド・コーポレーション・アクト撤廃運動反対の保守主義的理論として利用されたのである。^⑤

一方、ウィッグ的擁護論はグロスター司教の William Warburton (一六九八—一七七九) によって展開されている。

彼は「自然法によって、すべての人間は彼自身の良心に従って神を信仰する権利を有する」と主張しながら、テスト・アンド・コーポレーション・アクトによって国教会を擁護することの正当性を論じている。彼はロックの自然法に基づく国家理論と、Matthew Tindal (一六五七—一七三三) の教会理念を結合したと云われる奇妙な論理を述べている。すなわち、彼によれば国家と教会は同一の個々人によって構成される二つの社会であり、二つの異なった意志と人格をもつものであった。しかし人間が構成する社会における多数者は個人としての名称をもち、社会の意志を代表する。したがって多数者は一つの人格として取扱うことができる。二つの社会は(それを代表する多数者によって)相互に契約を取り結ぶことが可能である。かかる前提に従って、彼は、国家と教会は相互の成員の契約によって形成された協同する団体であるという結論を導き出すのである。彼によれば、国家は自然状態の害悪を取り除き不正を正すこと、現世的自由と財産を保障することを本来の目的とす

るが、教会は神の恩寵を獲得すること、吾々の知的本質を改善することを目的とする。しかし、教会の道德的教義は世俗的法律、国家権力をもってしても仲々達することのできぬ人間の精神のうちに滲透することによって、国家の目的達成を補っている。一方、教会は国家の助力なしに道德的無移序を回復することはできない。したがって両者は自由な協定と相互的契約に基づいて、相互の支持と擁護のために政治的同盟を結んだのだと説明されている。国家によって保護された教会は最も有効にその影響力を人々の精神に及ぼし得る。テスト・アンド・コーポレーション・アクトこそ、教会に保護を与える国家の配慮である。これは、ディセンターズから信仰の自由を奪うことなしに、政治的敵対者から教会を効果的に保護する手段である。^⑥以上の如く、ウォアバートンは徹底した政治的功利主義の立場からテスト・アンド・コーポレーション・アクト擁護論を展開したのであるが、これまた一八世紀を通じ国教会内の有力な見解となったのである。

かかる擁護論に対して、ディセンターズの立場から批判が提出されたのはむしろ当然のことであった。その代表的

なものがアイザック・ウォットと Michaeljah Towgood (一七〇〇—一七九二) の批判である。ウォットは主としてウォアバートンの擁護論に対し、次の如く批判を展開している。

まず、彼は、人間は理性と自己保存の原則に導かれ、契約に基づいて各個人が相互の福祉と安全を考慮する組織として国家を形成したことを説き、国家は人々の現在の生活における自然的・市民的福祉に明白に関連する宗教問題のみを考慮すべきであると主張する。真実の神に対する国王と人民の一致した信仰は、全体の平和の確実な保障であるが、国王は人々の良心の自由を犯して彼らを特定の信仰に強制したり、特定宗派のために公共の資金を流用する権利の無いことを主張した。それは、かかる特定の宗派の信仰は国家の保全にとっても、人民全体の市民的福祉にとっても不可欠のものではないからである。もちろん、彼は国家が信仰の相違を理由に人を処罰したり、市民的権利に差別を設けるべきでないとし、すべての人が国家の公職に対し平等の機会を持つべきことを要求したのである。^⑦ ウォットはピュアリタンの精神的伝統に沿ってロックの理論を受け止め、ロックの理論を形式的に踏襲したウォアバートンとは全く

異なった結論を導き出したのである。この点はトッグッドの場合も同様であった。彼はウォアバートンの擁護論を継承した John White の所説を批判し、教会当局が人間の真理探究に対して制限をもうけることは人間に対する侮蔑であると断じ、テスト・アンド・コーポレーション・アクトを「本質的な市民権」を侵害するものと看做したのである。彼は教会は神によって立てられたものであり、神以外の立法者、命令者は存在すべきではなく、統治者は信仰問題に干渉する権限をもたぬ、しかるにイギリスの国教会は議会による立法、議会の権威において成立していると非難する。そして、かかる矛盾を解決する唯一の方法は国教制度の廃止であると示唆したのである。^⑧

ウォット・トッグッドの峻厳なる論告は、従来温和であったディセンターズに影響を与え、"Comprehension"を通じて彼らの要求を満さんとする態度から、国教制度の廃止によって宗全な平等をかちとる態度への転換、少くともそうした新しい態度の表面化のきっかけになったのである。かかる教会や国家の干渉に抵抗し真の良心の自由を確立せんとするディセンターズの伝統は、一八世紀後半のユニ

テリアンズに最も良く継承され、彼等の神学的立場に起因する理念によって一層強化された。それは、神の恩寵は徐々に、しかし必然的に人間を進歩の道に沿って幸福へと導いていくという「進歩の理念」であり、後に哲学的急進主義における“indefinite progress”の理念の源流となるものであった。^⑨ プリーストリーは次の如く述べている。すなわち、すべての知識は分割され発展するであろうこと、そして知識は一つの力である故に、その発展と共に自然に対する支配は増大し、この世における人間の状況をより容易により快的にすることが可能になること、かくて、この世は吾々が想像する以上に栄光に満ちた天国的なものになるであろうこと、かくの如き方向への知的発展は人間性の通常の自発的發展たることを確信している。^⑩

これはカルヴェニズムにおける原罪意識と予定説を否定し、動機に基づく人間行動の必然性と、キリスト教の指示する道徳律に従って動機を高めていく自由を主張する合理的神学の所産であった。彼の必然論は「人間物質論」に基づいている。彼は人間本性を二つの異った実体、すなわち matter と spirits に区分する伝統的な考えに反対する。

彼によれば、知覚及び思考の基礎たる mind は肉体から区別されるべき実体ではない。それは matter の modification 以上のものではないのである。かかる「人間物質論」はキリストの人間たることを主張する Socinianism（十八世紀においては Unitarianism と同義語）の教義（philosophical necessity）と共に一つの体系の一部を形成しており、自然の観察、聖書からの正しい演繹によって顯示されるという。人間が物質的存在たることは、人間が機械的法則に支配されていることを意味する。したがって、人間の will は自由であり得ず、volition は物質的諸条件によって規制され、人間の行為は必然的に決定される。しかし、will は人間の行動力を支配するものとして決して固定したものではない。すなわち、人間の process of willing は原因として動機をもつ。動機はさらに二つの要因によって決定されている。それは人間の mind が予め有する傾向と、動機が指向した対象に対する人間の観点である。したがって動機は説得によって高められ、mind の状態が変るに伴って変化する。物質界は原因と結果の絶間なき反復を繰返しており、will は動機と原因の間に存するダイナミックな一

段階として措定されている。新たな一連の動機によって必然的に新たな行動が生じてくる。かくて、人間は究局の存在者たる神、あるいは道德律への完全な服従へと接近し得るのである。これが人間における最高度の自由であった。

ブリーストリーは必然性を、神によって設定された原因と結果の鎖に他ならぬと考えたのである。すなわち、彼は必然論を人間の不自由を証拠立てるものとしてではなく、神による創造の客観的目的を完遂するための、小さいながらも本質的なメカニズムの一部として人間を設定することによって、迷信や超自然的なものを拒否し、運命論や予定説を克服すると共に、自由意志の無秩序に墮することを防ぎ、人間の救済の確実性を明らかにせんとしたのであった。^⑩ 神が形成した巨大な哲学的機構たる宇宙の目的は、人間の幸福達成ということであり、すべてのものは全宇宙の最大の善を現実するために設定されたメカニズムであり、国家は自由を達成し進歩を促進する役割を分担せしめられている。したがって、ブリーストリーにとって、公共の善こそ国家における正・不正の黄金律でなければならず、同時に個人の道德的義務の基礎たるべきものであった。^⑪

人類を進歩の方向に沿って幸福へと導くことは神の摂理であり、遅々とはしても確実な歩みである進歩の流れは一時的に阻止されることがあっても、最終的には破砕される。悪は善に、不完全は完全にと、「自然の素原しい仕組」のうちでそれぞれの修正の方途を発見する。^⑫ ブリーストリーは以上のように考えるのである。ウィレーが彼を“buoyant progressivist”と規定するのも当然である。しかし、彼はただすべてを自然の本性にゆだねることを主張したのではない。必然に逆って進歩を押し止めんとする空しい努力に警告を発すると共に、必然的な進歩の方向を認識し、その進歩を促進せしめる努力を奨めているのである。彼は、すべての成長しつつあるものにより多くの自由を与えるならば、それはより一層完全なものになるというのは普遍的法則であると断じている。^⑬ 彼は、変化、革新は必然的であり、従ってそれは善であると考えていたと云える。

既述の如く、政府は直接社会の成員の生命、自由、財産を脅かす恐れのない事柄に介入すべきではないという主張は、ディセンターズの伝統的立場であったが、ブリーストリーはさらに人間に自己の力と重要性の継続的自覚をもた

らす政治的・市民的自由を与える必要を力説し、公共的善は事物を自然にゆだね、個々人の行為・発意にまかせることによってのみ達成される場合が多いとし、人間の多様性を無視した画一的な国家の規制を排除することを求めている。^⑮彼の国家理論は主としてロックに依るところが大であるが、特に注目すべき点として、彼が、国家がもともと投庄の機関であること、国家の権力が社会の富裕階級の手中にあることを明察していたことを指摘したい。^⑯こうした観点から、国家の目的は社会全成員の幸福の達成にあり、そのためには国家の統制を廃し自由を与えるべきであるという彼の要求を検討すれば、それは現存の国家理念に対する根本的変革を要求するものであったといえよう。

彼は法規は習慣や先例に従って法律家が制定したものである故に、必ずしも無条件で遵守すべきものとは考えていないのである。^⑰現存の政治機構は一世紀も以前に形成されたものの固定化であり、進歩の理念に照しても受け入れ難いものと考えている。三権分立による権力の均衡が専制を阻止しているという説明は神話にすぎず、与論の力のみがイギリスの政体の専制化を阻止していると断定する。彼は

普通選挙制度を肯定しなかったけれども改革の鍵を代表制に求め、秘密投票を要求し、少くとも下院が人民の真の代表となることによって、改革は何らの困難なしになし得るであろうと主張している。^⑱

彼は、もし部分的改革がその目的を満すに充分であれば、全面的変革より好ましいと考えているが、しかし、古い政体の補修が全く空しい努力であり、人々が新しきものを望むならば、あたかも古い家屋を引き倒し、新しい便利の良い家屋を土台から築いていく如く、政体を変革しなければならぬという確信を抱いていたのである。それは補修のために無駄金を投ずるの愚を避けるものであった。^⑲

ブリストリーは自由を政治的自由と市民的自由に分けて考える。彼は国家におけるあらゆる権力は人民に発するという立場に立ち、人民はすべて平等に公職に就く機会を有すべきこと、少くとも公職に就く人々を指名する権利をもつべきことを主張した。これこそ彼における政治的自由であった。^⑳こうした主張はロックの政治理論に基礎づけられ、テスト・アンド・コーポレーション・アクツに反対するディセンターズの心情から発したものと云い得よう。

一方、市民的自由は国家の成員が自らのために保留する自然権であり、そもそも国家が一層の考慮をもって保障すべき諸権利であった。それは教育の自由、良心の自由を主たる内容とする。彼の教育理念はディセンターズ・アカデミーの伝統を受け継ぐものであり、その第一の目的を各人に神の宇宙計画を実現する道具たることを自覚せしめる点に^②おいている。同時に教育は社会生活における実践的な知識を前もって与えるという世俗的機能をも併せ持っていることを確認している。第一の目的は良心の自由の権利と不可分であり、第二の目的は社会的進歩を促進する市民的訓練として必然的に政治的目標を持つに至ると考えられる。したがって、教育は国家の統制から完全に自由であるべきであるという主張は、人間の本質が多様であるという観点からも、さらに、偏見なき自由な教育によってのみ、正しい信仰が得られるという観点からも当然のことであると云えよう。

プリーストリーにとって、良心の自由は正に市民的自由の核心であった。宗教こそ人間の本質的財産であり、人間を人間たらしめる不可欠の要因であった。したがって、彼

は宗教問題に関する世俗的権力の介入を一切排除することを要求する。^③こうした態度が、ディセンターズの精神的伝統を基本的に継承するものであることは、いまさら多言を要しない。

プリーストリーにおいては、右に述べた如き、不可侵の生得権たる市民的自由は、政治的自由の確立を前提としてのみ、保障され得るものであった。社会的進歩を目指す平和な社会的協力、思想の自由な表現や伝達を脅かし、信仰簡条を設けて宗教的・科学的真理の探求を阻害し、宗教的少数派から市民的資格を剝奪するが如き一切の恣意的諸立法、諸制度は、正に神の摂理を阻止せんとする不遜な試みとして破砕すべきものであった。

プリーストリーと共に急進主義運動におけるラショナル・ディセンターズの指導的人物の一人であったブライスは、しばしばユニテリアンとして記述されているが、^④宗教的にはアリアンとして留り、プリーストリーの必然論に反対すると共に、ユニテリアニズムの土壌であった経験主義哲学に極めて批判的であり、ケンブリッジ・プラトニストの伝統に立つて、デカルト的な自明的な真理を直観する先験的

悟性の存在を主張した。^② この悟性こそ感覚にとどめられた印象から現実それ自体の本質、eternal Mind たる神の計画を知らしめるものである。

プライスによれば、人間の道德的感覚は單なる盲目的本能ではなく、道德的行為の目標は快樂主義的自己満足にあるのではない。道德的判断は思惟作用に基づいているのである。道德的原則は感覺的知覚から生ずるのではない。すなわち、行為の眞の実体である善・惡の認識は上述の悟性によって可能になる。したがって、この善・惡を認識する度合、その認識主体の實踐的能力はその主体の有する悟性の力に依じている。^③

善は真理―神の計画の一部であり、この真理追求は人間精神の固有の目的である。人間の本质が真理認識の能力の多少にかかわっているとすれば、無限の進歩の可能性をもつ人間精神にとって最も重要なことは悟性の活動を妨げぬ自由が存在すること、これこそ人間が要求し得る最も重要な權利であった。プライスによれば、徳行とは強制された行為ではなく、自己の良心の自由な決定に従った行為たるべきであり、行為の背後に横わる動機は常に絶対的徳（『

神の一部）に意識的に指向されていなければならぬと主張されている。人間がかかる完全な道德的自由と自己決定を本質的なものとする限り、正にこの点に市民的・政治的自由を要求する確実な基礎をプライスは見出したのであった。^④

プライスにおける自由は、自己指令 self-direction 自己統治 self-government の觀念から導かれた肉体的、道德的、宗教的、市民的という四つの自由であり、全体的に自分自身の意志に従うことが可能である状態を意味している。^⑤ 他人の意志に服従することなく、私的生活においては自ら自己の運命を形成し、公的生活においては自ら自己の立法者たることであった。吾々がここにおいて特に問題にすべき市民的自由について述べれば、それは、国家―市民社会が自らの決定に基づいて自己統治を行う力を意味している。彼においては、市民的自由とは政治的自由と同義であり、それは法による統治ではなく人々による統治において実現し得るものであった。すなわち、法が人々の同意によらずして、一個人あるいは徒党によって作られた時、法による統治は隷属以外の何物でもなかった。^⑥ プライスは、完全なる市民的自由は小国においてのみ享受し得ると考えたので

あるが、大国の場合にも完全な自由へと接近し得る方法は存在すると述べている。それは、人々が代理者^{サブリテュート}あるいは代表者^{レプレゼンタティブ}を指名し、必要な制限の下に立法の権限を委託することであった。彼等の権限を短期間に限り、彼等が正当に選ばれておれば、自由は最高度に享受し得ると考えられたのである。^④ プライスによれば、国家とは人々の意志を集計し、それを実施に移す機構たるべきであった。^⑤ したがって政治思想が彼の道徳哲学から直接にもたらされたという点を充分に考慮すれば、国家を構成する人々の真の意志とは各自の道徳的自由を保障すべきことであり、したがって、国家は各人の道徳的目的を達成するために組織された社会でなければならない。すなわち、自立的社会において協同する自立的個人の自治を保障するために整備された政治的機構、すなわち、近代政治理論の偉大な発見である代議制の正しい実施が要求されたのである。

プライスは、名譽革命は三つの権利——(一)、宗教問題における良心の自由、(二)、権力の濫用に対する抵抗、(三)、自己の統治者の任免および政府の形成——を明確にしたのであり、その成果は偉大であったが決して完全なものではなかった

と述べている。彼は革命が取残した不完全な状態は就中「代議制の不平等」に示されていると断じ、次いでこのイギリスの政治組織における欠陥は極めて大きくかつ明白であり、イギリスの政治の形式と理論の特色となつていと述べている。プライスは、代議制こそ憲政上の自由の基礎、あらゆる合法的政府の基礎であり、したがって代議制を伴わぬ政府は権利なき寡奪にすぎぬと主張する。^⑥ 「代議制が不完全な時、王国は自由を不完全に所有するにすぎない。そして、もし(代議制が)極度に不完全ならば、その代議制は見せかけの自由を与えているにすぎない。しかし、もし(代議制が)極度に不完全たるのみならず(代表が)腐敗的に選出され、選出後、腐敗的な影響下にあれば、代議制は頭痛の種となり、あらゆる政府の形態で最悪のものとなる。」^⑦ イギリスの代議制の不完全さは永年にわたって苦情の対象であり、根深い不満をもたらしつゝいた。プライスは自国を愛するものとして、完全なる代議制の実現に努力する以上に重要な義務はないと断じたのである。^⑧

① Locke, *Works*, vol. 6, pp. 10, 19.

② Strömberg, *op. cit.*, ch. IX.

③ Stephen, *op. cit.*, vol. II, p. 159.

- ① Henriques, *op. cit.*, pp. 73-4; Cragg, Gerald R., *Reason and Authority in the Eighteenth Century*, Cambridge, 1964, p. 200.
- ② 1643 "Arguments against a Repeal of the Corporation and Test Acts" 1648 "1649" 1650 "1651" 1652 1653 (Henriques, *op. cit.*, p. 37, note)
- ③ Warburton, W., *The Alliance between Church and State*, London, 1736, abridged in *Religious Thought in the Eighteenth Century*, ed. by John Martin Creed, Cambridge, 1934, pp. 267-275. Sykes, Norman, *Church and State in England in the 18th Century*, Cambridge, 1934, pp. 320-323. Henriques, *op. cit.*, pp. 71-3. Lincoln, *op. cit.*, pp. 190-1. Cargg, *op. cit.*, pp. 202-5.
- ④ Cragg, *op. cit.*, pp. 207-9. Davis, *op. cit.*, pp. 144-6.
- ⑤ Cragg, *op. cit.*, pp. 211-2.
- ⑥ Halevy, Elie, *The Growth of Philosophic Radicalism*, Boston, 1960, pp. 246, 471; Harris, R. W., *Political Ideas: 1760-1792*, London, 1963, p. 12.
- ⑦ Priestley, J., *An Essay on the First Principles of Government and Political, Civil, Religious Liberty*, London, 1768, pp. 3, 7-8.
- ⑧ Priestley, J., *Disquisitions, Relating to Matter and Spirits*, 1771, abridged in Brown, *op. cit.*, pp. 263-272.
- ⑨ Priestley, J., *Letters to the Right Honourable Edmund Burke*, Birmingham, 1791, p. 23.
- ⑩ Priestley, *Essay*, pp. 136, 139.
- ⑪ *Ibid.*, p. 137.
- ⑫ *Ibid.*, pp. 17, 50, 139.
- ⑬ Priestley, J., *A Political Dialogue on the General Principles of Government*, 1791, pp. 102-3, cited in Lincoln, *op. cit.*, p. 165.
- ⑭ Priestley, *Letters*, p. 3.
- ⑮ Priestley, *Essay*, pp. 12-3.

- ⑯ Priestley, J., *Lectures on History and General Policy*, 1778, pp. 28, 29-32, cited in Lincoln, *op. cit.*, p. 169.
- ⑰ Priestley, *Letters*, pp. 49 ff.
- ⑱ Ashley-Smith, *op. cit.*, p. 213.
- ⑲ Corne, *op. cit.*, p. 21.
- ⑳ Henriques, *op. cit.*, p. 41.
- ㉑ *Ibid.*, Lincoln, p. 150.
- ㉒ Price, Richard, *Observations on the Nature of Civil Liberty, the Principles of Government and the Justice and Policy of the Way with America*, 6th ed., London, 1776, pp. 2-3.
- ㉓ *Ibid.*, p. 11.
- ㉔ *Ibid.*, p. 7.
- ㉕ *Ibid.*, p. 8.
- ㉖ *Ibid.*, p. 10.
- ㉗ *Ibid.*, p. 87.
- ㉘ Price, R., *A Discourse on the Love of Our Country*, London, 1789, p. 34.
- ㉙ *Ibid.*, p. 39.
- ㉚ *Ibid.*, p. 40.
- ㉛ *Ibid.*, p. 41.

五 結 語

国家と宗教の分離を要求する理論的根拠は決して一様のものではなかった。しかし宗教的理念において相違していたブリストリーとプライスの場合に見られた如く、良心の自由と政治的自由を不可分のものとして考える点においては両者とも共通するものをもっていたのである。国家に

よって保護された特権的教会の必要は否定され、むしろ国家に依存することによって教会は腐敗すると考え、自由な教会こそが神の真理を最も効果的に探求し得るという略々一致した考えを抱いていたのである。

回心せる人々による独立の教会の形成の自由、宗教問題に対する国家の強制力の廃止といった初期のピュアリタンにおける感情は、啓蒙的・合理主義的諸理念の滲透と共に、自然法に基づく功利主義的国家観と結合するに至り、「寛容」は宗教的概念から政治的概思へ、さらに法概念へと押し進められたのである。その外、真理認識の主体としての個人の重要視が強調され、良心の自由は科学的真理に対する愛情と結合するに至ったのである。ラショナル・ディセンターズは正にかかる啓蒙主義によって変容せしめられたピュアリタンに外ならなかったであり、彼らの精神的・知的伝統を継承し、ピュアリタンの敬虔な宗教的感情と厳しい自己検証を放棄することはなかったのである。

これは、都市貴族的ウィッグが人間の宗教的信念は彼の政治的権利とは関係ないという立場に立ち、宗教的寛容に大きな同情を示しながら、国家の本来の関心を財産の保護

であると強調することによって、宗教を世俗外の事柄として政治から切離す素振を示すのみでラショナル・ディセンターズの要求する如き政治的改革には熱意を示さなかった態度と極めて対象的であったと云える。

ラショナル・ディセンターズのテスト・アンド・コーボレーション・アクトン撤廃の運動は、フランス革命を契機に結集した保守的・反動的勢力によって、伝統的なイギリスの政体を滅亡に導くものとして激しい攻撃にさらされるに至った。これは、ラショナル・ディセンターズがすべての人間的な支配や権威に反対し、神の計画を地上において実現せんとする共通の精神的伝統を媒介として、宗教的自由の斗いを必然的に政治斗争たらしめたからに外ならない。彼らの政治的目的は彼等の世代において達成されなかったし、国教制度はその後も存続した。しかしこの事実をもって彼等の行動が単なる無駄花であったと断ずることはできない。宗教的自由に発した彼等の斗争の成果は、その後における自由主義的政治理論およびその実践に対し、さらに自由主義思想一般に対し計算することのできぬ大きな影響を与えたと云って過言なからう。

（都留文科大学助教授）

military officials, which is a miniature of the Japanese power structure at the end of the *Meiji* 明治 era.

On the Agricultural Technique in the Four Chapters of the
Lü-shih-ch'ün-t's'iu shang-nung 呂氏春秋上農 and Others

by

Toshikazu Ôshima

Generally, in the *Chan-kuo* 戰國 period (the 3rd and 4th centuries, B. C.) in China, iron tools of farming were popularized and the so-called ox-farming that a plough with an iron edge was pulled by an ox enabled deep cultivation; agricultural art is said to have made progress and productive power of agriculture to have been increased. Some scholars, however, have their doubts about this progress, and it is not clear yet what the then agricultural art was.

This article seeks to make an aspect of the then agricultural art clear from the documents of the four chapters of *Shang-nung* and others in the *Lü-shih-ch'ün-t's'iu* 呂氏春秋上農等四編, referring to the *Tai-t'ien-fa* 代田法 in the *Han* 漢 dynasty.

Traditions of Rational Dissenters in the Radical
Movement: A Note on Intellectual History
in the 18th Century England

by

Shigeo Itabashi

The Radical Movement occurred in England toward the end of the 18th century was an anti-governmental movement raised against the aristocratic oligarchy which had been established since the Glorious Revolution. In this political struggle, radical dissenters, who demanded religious freedom, played an important role.

Theologically this small group of intellectual elite were no immediate successors of the 17th century Puritanism in England. In the intellectual tradition and religious sentiment, however, they inherited

the intrinsic spirit of the 17th century Puritanism; they tried to attain what the 17th century Puritans had left undone……the perfect freedom of faith and the constitution in which such freedom can be maintained.

The Scale and Structure of Gutter and its Labour Amount in Mediaeval Japan

——about the *Tôdaiji* 東大寺 territory in *Echizen* 越前——

by

Tokiji Mizuno

The *Tôdaiji* 東大寺 territory in the *Echizen* 越前 country occupied the wide region of the *Fukui* 福井 Plain. As the cultivation of the manors in the region was inseparable from the excavation of gutters, engineering technique was necessary for the excavation, which we can learn from the documents about its scale, its structure, and its labour amount. The former study has been accomplished on this point, which did not agree in quantity of the scale and structure of gutters.

This article tries to examine its quantity through possibly reasonably interpretation, considering the former articles. Without definition of *Jô* 丈 in the documents by the then measure, it proved that we cannot only explain the scale and structure but labour amount. Be “a *Jô*” 10 *Shaku* 尺 in the *Koraijaku* 高麗尺 and “12 *shaku* in the *Tôdaishaku* 唐大尺” after the 6th of *Wadô* 和銅, and the vertical section of gutters rectangular, the given documents should be reasonably understood in quantity. On the supposition that there exists the proper standard of labour about labour amount, the standard proved to be applied to any gutter.